

令和3年度

事業計画書



令和3年4月

令和3年度事業計画

はじめに

本年度は、障害福祉サービス等報酬が改定されたため、制度や給付費収入見込みの不安定さがある中、コロナの終息を願いつつ、緊急事態に対応できる骨太の法人運営を目指していきたい。

また、地域共生社会の実現を目指し、相互の役割を持ち「支え手」「受け手」という関係を超越して支え合う取り組みを目指す。

また、高齢化する社会情勢のなか、障害者の親亡き後に向けた支援制度の創設等課題が山積している。

法人として、中・長期計画を立てる中、制度改正等に柔軟かつ的確に対処できるよう社会情勢を見極めながら、今後の障害者支援を考える行動の年となる。

ライフサポートりんどうの令和3年度事業の概要として、まず、フレッシュとくま（指定自立訓練（生活訓練）事業・指定宿泊型自立訓練事業・指定生活介護事業・指定短期入所事業）は、日中自立訓練と生活介護の利用実績の結果により、定員変更を行った。この結果が利用率向上につながるよう、またよりニーズに沿った支援内容にしていく。宿泊型自立訓練事業は新型コロナが継続しても、利用ニーズを柔軟にくみ取り、利用者確保に積極的に取り組んでいく。

ワークス上駒（指定就労移行事業・指定就労継続B型事業・指定就労定着支援事業）は、就労継続B型事業では、年間を通してできる外作業を中心に、利用者確保と工賃アップを目指す。自主製品の開発も推進していく。就労移行支援事業では、希望の就職先へ就職させるのと並行して、今後この事業を継続していくかを利用希望者数や経営の観点から検討していく。就労定着支援事業では、就労移行や就労継続B型から就労した人の定着と課題の早期解決に努める。

スローステップ（地域活動支援センターⅢ型事業）は、引き続き、気軽に利用できる場として、交流・憩いの場の提供を行う。

指定相談支援事業は、行政や他事業所と連携し、また、相談支援専門員のスキルアップを目指し、より一層きめ細やかな相談業務にしていく。

指定共同生活援助事業（グループホーム）は、国の補助金審査が採択されれば、新しいグループホーム（定員10人）の建築に向けて進めていく。令和4年4月の開設を見込み、令和3年度はグループホーム全体で入所者の移動も検討しなければいけない。サテライト型グループホームでは、2年後には地域の住民として安定した生活を送り、継続できるように支援する。

指定自立生活援助事業は、生活上の諸課題を解決して安定した生活の実現を図るとともに、新規利用者の確保に取り組む。令和3年度から1年のみの利用期間ではなく場合によっては、複数回の更新が可能となる。

居宅介護事業では、開設2年目となり、りんどうが持っている精神障が者支援の専門性を活かし、居宅介護の支援の充実と利用者確保を図る。

一 令和3年度重点事項

- 1 今後の国の動向を踏まえて、第3次事業計画に沿って事業を進める。また、状況に応じて変更も検討して、事業活動全体の活性化と充実を図る。
- 2 グループホームの建設補助金受給決定があれば、建設に向けて、できるだけ速やかに計画を実行する。
- 3 ITの導入などにより効率化された業務時間でより柔軟な職員体制をとり、効率的で充実したサービス提供を図る。
- 4 就労事業所の大幅な仕事内容の見直しの中で、近隣地域との連携と地域密着事業所として認知されるよう取り組む。
- 5 各事業所においては、利用者の確保を図るとともにサービスの向上に努め、適正な運営に取り組む。場合によっては、定員変更等でニーズに沿った事業内容に見直していく。
- 6 職員の養成・スキルアップを積極的に実施し、支援技術の向上や法人の経営・運営に関する研修に積極的に参加させる。併せて、日常業務における職場内研修を通じて職員の育成を図る。
- 7 障がい者の権利擁護、虐待防止に積極的に取り組むとともに、多様化・複雑化が進む地域の福祉ニーズに幅広く対応していく。
- 8 効果的な事業運営により経費節減を図り、健全な財政運営に努める。

二 法人運営

1 基本方針

法人の理念に基づき、精神障がい者を中心としたあらゆる障がい者への支援を行うとともに、すべての人が共に生きるための地域づくりを主たる業務として施設経営及び事業を行う。

2 役員会等

- (1) 評議員会 定時評議員会を年1回開催するほか、必要に応じて開催
- (2) 理事会 年3回以上開催

- (3) 監事監査 年1回以上
- (4) 役員の研修 法人経営、情報管理、苦情対応、監査等についての研修

3 法人運営及び事務

(1) 運営会議

- 定例会 毎週水曜日 他、必要に応じて開催
- 構成員 正副理事長、常務理事、施設長(管理者)、事務長

- (2) 事務 常務理事の指揮のもと本部職員が行う。
- (3) 常務理事は、定期的に理事長及び副理事長に運営状況を報告し、指示を受ける。

4 法人経営資金等

- (1) 法人経営の財源は、主として各事業経営による収入とする。

(2) 施設整備のための資金造成及び取崩

ア 令和2年度末の目標金額	0円
イ 令和2年度決算後の造成金額	0円
ウ 令和3年度取崩予定額	0円
エ 令和3年度積立予定額	1,000,000円

- (3) 借入金の返済 借入金額(平成22年12月借入れ) 30,000,000円
- 令和3年度返済額 1,512,000円
- *当期利息(0.27%) 37,926円
- 令和3年度末残高 13,230,000円
- (最終償還期限 2030.12.10)

5 施設経営等

- (1) 障害者総合支援法等による次の諸事業を行う。

ア 指定自立訓練(生活訓練)事業 「フレッシュとくま」	定員 6人
イ 指定宿泊型自立訓練事業	" 定員 17人
ウ 指定生活介護事業	" 定員 17人
エ 指定短期入所事業	" 定員 3人
オ 指定就労移行支援事業 「ワークス上駒」	定員 6人
カ 指定就労継続支援B型事業	" 定員 34人
キ 地域活動支援センター事業(Ⅲ型) 「スローステップ」	
ク 相談支援事業(指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業) 「相談室」	
ケ 指定共同生活援助事業	定員 25人
いなだの家(6)、いなだの家サテライト(1)	
こまざわハウス(5)、こまざわハウスサテライト(2)	
のくとまーる(10)、のくとまーるサテライト(1)	

- コ 指定就労定着支援事業 「就労定着支援室」
- サ 指定自立生活援助事業 「自立生活支援室」
- シ 指定居宅介護事業 「ヘルパーステーションてくてく」

(2) 施設運営

利用者の立場に沿ったサービスを提供するとともに、安全、安心が図られるよう危機管理を徹底する。また、苦情解決や虐待防止、関係法令の遵守については、規程に沿って迅速かつ適正に対応する。

(3) 関係機関・団体等との連携・協力

- ア 県、長野市をはじめ関係の市町村等の行政機関との連携
- イ 医療機関との連携
- ウ 長野市障害者地域自立支援協議会への参加
- エ 地域コミュニティ組織との協力と積極的な連携
- オ その他関係する機関や団体との積極的な連携

6 適正な人事管理の実施

職位・業務管理・人事考課等の人事管理システムを適正に運用していくとともに、必要に応じて見直していく。

7 職員の資質の向上

- (1) 自らのキャリアパスを俯瞰しながら更に自己啓発を行うよう、策定したシステムを活用し職員のキャリアアップを支援する。
- (2) 職員研修基本計画に基づき本年度の研修計画を策定し、OJT(職を通じての研修)、OFF-JT(職を離れての研修)及びSDS(自己啓発援助)を計画的に推進し職員の資質の向上を図る。
- (3) 精神保健福祉士等の国家資格等の取得促進及び自らの支援技術等向上のための自己啓発に対して、積極的な支援を行う。

8 業務改善

年間を通して業務標準化を含めて業務全般の見直しを行い、マンネリ化に陥らないよう効率化を図る。

また、具体的な業務改善を図るため、IT化等を推進する。

9 その他

- (1) 会報誌「長野りんどう」の発行(年2回)
- (2) 年報「令和2年度版」の発行(8月)
- (3) ホームページを随時更新し、効果的な広報活動を展開する。

三 各サービス事業の計画

I 指定自立訓練事業

【日中生活訓練】

- 1 事業所名 ライフサポートりんどう フレッシュとくま
- 2 事業所所在地 長野市上駒沢429-1
- 3 事業目的
 利用者の主体性、自主性を尊重して、日常生活力の維持や向上のための支援をすることを目的とする。
- 4 利用対象者
 地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者
 居住市町村から生活訓練（通所・訪問型）利用について支給決定を受けた者
- 5 定員
 6人
- 6 利用期間等
 - (1) 利用期間 市町村が定めた利用開始日より2年間
 - (2) 開設日 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始、夏期休業日を除く）法人・事業所の行事等の日
 - (3) 開設時間 9時30分から15時30分まで
- 7 支援内容
 - (1) 行政、医療機関、相談支援事業所、家族等との連携、情報交換をしながら利用者支援する。
 - (2) 利用者支援については個別支援計画に基づき、担当職員を定めて支援する。
 - (3) 定期的に勉強会や面接を行う。
 - (4) 法人内外の事業所等の見学や社会資源の体験をする。
 - (5) 利用者自身がエンパワメントを発揮できるようにする。
 - (6) 簡単な調理技術獲得のため、調理実習や食材購入支援を行う。
 - (7) 部屋の整理、書類の取り扱い方、作業体験、外出支援等行う。
 - (8) 自宅での支援が必要な利用者に訪問をして地域生活の継続のために必要な支援をする。

(9) 法人内で連携していく。

8 職員体制

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、生活支援員（訪問）、看護職員

9 運営資金

(1) 法定給付費

(2) 利用者負担金

ア 施設利用料

イ その他

(ア) 昼食代

(イ) 行事等参加費

【宿泊型自立訓練】

1 事業所名 ライフサポートりんどう フレッシュとくま

2 事業所在地 長野市大字徳間3222番地

3 事業目的

障がいを受け入れ、将来に夢や希望を持って自分の生活を考えていけるよう支援することを目的とする。

4 利用対象者

地域移行に向けて、一定期間、居住の場を提供して、生活の能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な障がい者

居住市町村から宿泊型生活訓練利用について支給決定を受けた者

5 定員

17人

6 利用期間等

(1) 利用期間 市町村が定めた利用開始日より2年間（状況により1年を限度に期間延長が可能）

(2) 開設日 365日

(3) 開設時間 24時間

7 支援内容

- (1) 行政・医療機関・相談支援等との連携・情報交換等をしながら利用者支援する。
- (2) 利用者のニーズに沿った支援内容を考え、利用期間も柔軟に設定する。
- (3) 利用者支援については個別支援計画に基づき担当職員を定めて支援する。
- (4) 日々の利用者の体調を把握し、状況に応じて関係機関（特に医療機関）との連携を図る。
- (5) 安定した日常生活維持のためのスキルを身につけられるように支援する。
- (6) 法人内で連携し、就労等の次のステップにつなげる。
- (7) 可能な限り家族面談を行い、家族の意向も踏まえ、利用者により良い支援を行う。
- (8) 災害、火災、交通事故防止の学習及び毎月の避難訓練を実施する。
- (9) 感染症、食中毒及び生活習慣予防を学習していく。
- (10) 事業所内外の危険個所確認と事業所内外での事故防止を徹底する。
- (11) その他
 - ア 定期的利用者ミーティング開催（利用者の意向確認）
 - イ 秋の一泊旅行、せいしれんセミナー、行事参加等
 - ウ フレッシュとくまの事業や行事等の情報発信（ホームページ、情報誌等）
 - エ 地域移行（退院支援）事業、相談支援事業への協力

8 職員体制

管理者、サービス責任者、生活支援員、地域移行支援、看護職員、調理員、宿直職員

9 運営資金

- (1) 法定給付費
- (2) 利用者負担金
 - ア 施設利用料
 - イ その他
 - (ア) 個室の電気使用料
 - (イ) 土日祝祭日の昼食代
 - (ウ) 行事等参加費

II 指定生活介護事業

- 1 事業所名 ライフサポートりんどう フレッシュとくま
- 2 事業所所在地 長野市大字徳間3222番地
- 3 事業目的

援助を要する者に日中に於いて健康相談・入浴・食事提供・余暇活動等の介護事業を通して、自分らしい生活を地域で送れるように、また、軽作業に取り組み生活にメリハリをつけることを目的とする。

4 利用対象者

障害支援区分3以上又は50歳以上の場合は区分2以上で当サービス利用が妥当と認められた者

5 定員

17人

6 利用期間等

(1) 利用期間 市町村から支給決定を受けた期間

(2) 開設日 月曜日から金曜日、第2・4土曜日(祝祭日、年末年始、夏季休業日を除く)、法人・事業所の行事等の日

(3) 開設時間 9時30分から15時30分まで

7 支援内容

(1) 生活習慣病と介護等の予防に取り組み、成人病等の早期発見や重症化を防ぐ。

(2) 軽作業に取り組むことで、余暇や休息の時間とのメリハリをつける。

(3) 入浴、洗濯や身だしなみチェックを通し、利用者の衛生管理や清潔保持の支援をする。

(4) その他

ア 必要な人への送迎と昼食提供(実費)

イ 秋の一泊旅行、せいしれんセミナー、行事等への参加

8 職員体制

管理者、サービス責任者、生活支援員、医師、看護職員

9 運営資金

(1) 法定給付費

(2) 利用者負担金

ア 利用料

イ その他

(ア) 昼食代

(イ) 行事等参加費

Ⅲ 指定短期入所事業

- 1 事業所名 ライフサポートりんどう フレッシュとくま

- 2 事業所所在地 長野市大字徳間3222番地

- 3 事業目的
 家族等の都合で一時的に介護が受けられない時、定期的な利用により生活の安定を図る等、居宅生活の持続を可能にすることを目的とする。

- 4 利用対象者
 (1) 居住市町村から短期入所利用について支給決定を受けた者
 (2) 緊急時など一定の理由により利用を希望する者または私的利用する者
 (3) 長期入院者等の地域移行に向けて利用を希望する者

- 5 定員
 3人

- 6 利用期間等
 (1) 利用期間 市町村から支給決定を受けた期間
 (2) 開設日 365日
 (3) 開設時間 24時間

- 7 支援内容
 (1) 行政・医療機関・相談支援等との連携・情報交換等をしながら利用者支援をする。
 (2) 利用者個々のニーズに沿った支援内容を組み立てる。
 (3) 地域移行支援については家族、関係機関とショートステイの様子等、情報を共有して支援する。
 (4) 利用のなかで、今後の意向をその都度確認していく。
 (5) 法人内で連携していく。
 (6) 継続利用を促すため、課題を明確にして支援をする。

- 8 職員体制
 生活支援員 宿直職員 調理員

- 9 運営資金
 (1) 法定給付費
 (2) 利用者負担金 (食費は別途徴収)

ア 利用料

IV 指定就労移行支援事業

1 事業所名 ワークス上駒

2 事業所所在地 長野市上駒沢429-1

3 事業目的

一般就労を希望する障がい者に、一定期間(原則2年間)、就労に必要な知識の習得及び能力の向上を目指した訓練を行うとともに、職場実習や求職活動を通し、利用者の特性にあった職場への就労・定着を図る。

期限のある就労移行支援事業へ利用希望者が少ないこともあり、今年度中で事業を終えることにする。

引き続き就職者を出していくことの支援は就労支援B型事業所が担っていく。

4 利用対象者

就労を希望する障がい者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得又は就職先の紹介その他の支援を必要とする者

※65歳以上の場合は前日までに就労移行支援に係る支給決定を受けていた者

5 定員

6人

6 利用期間等

(1) 利用期間 市町村が定めた利用開始日から2年間(場合により延長有り)

(2) 開設日 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始、夏季休業日を除く)

(3) 開設時間 月曜日及び水曜日から金曜日は、9時から16時まで

火曜日は、9時から14時30分まで

(実習・行事・関係企業からの依頼等により上記以外の曜日・時間帯もあり得る。)

7 支援内容

(1) 概ね1年以内で就労へ繋げていく。

ア 個別支援計画で聞き取った目標・課題を共有し3か月ごと振り返り・評価をしていく。

(2) 就職活動日を設ける

ア 求人検索や面接等の就職活動への同行支援を行う。

イ 職場見学・実習で実践的な等の実施。

ウ ハローワーク・生活支援センター等関係機関と連携を深め、利用者の希望や特性に合った求職活動を行う。

(3) 就職支援学習会

ア 職場での挨拶、ビジネスマナー等、知識の習得を図る。

イ 就職に向けての心構え等、就職に対する動機づけを高める内容を盛り込む。

ウ コミュニケーション能力の向上を目指し SST の実施。

(4) 月1回の面談を設ける。

ア 評価表（挨拶、報告、集中力等）を作り、できていること、次回の目標等を決める

イ 利用者に作業日誌を付けてもらい状況を共有していく。

(5) 定着支援の充実

ア 面談や電話による相談等を、継続的に行い、職場定着を推進していく。

イ 就職先（企業）からの相談等により改善に努める。

(6) その他

ア 各種行事等の実施

8 職員体制

管理者、サービス管理責任者、就労支援員、職業指導員、生活支援員

9 運営資金

(1) 法定給付費

(2) 利用者負担金

ア 利用料

イ その他

(ア) 昼食代

(イ) 行事等参加費

V 指定就労継続支援B型事業

1 事業所名 ワークス上駒

2 事業所所在地 長野市上駒沢429-1

3 事業目的

一般企業での就労が困難と思われる障がい者に働く場を提供し、より高い工賃支給を目指すとともに、知識の習得及び能力の向上のために必要な訓練を行う。場合により、次の段階としての就労へ繋げる支援を行う。

4 利用対象者

- (1) 就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者
- (2) 就労経験がある者で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (3) 50歳に達している者又は障害年金1級受給者
- (4) (2)及び(3)に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている利用希望者

5 定員

34人

6 利用期間等

- (1) 利用期間 支給決定を受けた期間
- (2) 開設日 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始、夏季休業日を除く）
- (3) 開設時間 月曜日及び水曜日から金曜日は、9時から16時まで
火曜日は、9時から14時30分まで（実習・行事・関係企業からの依頼等により上記以外の曜日・時間帯もあり得る。）

7 支援内容

- (1) 利用者個々の自己到達目標に向けての支援
 - ア 個別支援計画で聞き取った目標・課題を6か月ごとに振り返り、評価しステップアップを図る。
- (2) 工賃アップを目指しての作業確保
 - ア 年間を通して安定した収入が得られるよう建物の清掃を主軸により多くの利用者参加できるように、作業マニュアルの作成、月1回の勉強会で掃除道具の扱い方、実技練習を行う。
 - イ 施設外就労で、体力の維持、チームワークを図り、作業効率を上げる。
 - ウ 特性に合わせた作業訓練を行い、作業時間の延長を図っていく。
 - エ 利用者が意欲的に作業を行えるよう働きかけをしていく。
 - オ 菓子職人を招いて指導を受け、新商品を開発し販路を地域へ広げていく。
 - カ 喫茶店業務は一旦閉店し、利用ニーズ等の調査やあり方を検討する。法人内の移動カフェ営業で接客マナー等身につけていく。
- (3) 一般就労に向けた支援
 - 作業提供により、就労意欲が高まった利用者に就職活動日、就職支援学習会の参加を促す。
- (4) 安定利用に向けての支援
 - ア 利用時間は個々の利用形態で柔軟に対応していく。
 - イ 不調等は、早めの面談や家族・関係事業所等と連携していく。

(5) 高齢の利用者の今後に向けての支援

ア 加齢による体力等の低下がみられたときは、意向を聴きながら関係機関と連携し今後につなげていく。

(6) その他

各種行事の実施

地域の行事等へ積極的に参加していく。

8 職員体制

管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、調理員、目標工賃達成指導員

9 運営資金

(1) 法定給付費

(2) 利用者負担金

ア 利用料

イ その他

(ア) 昼食代

(イ) 行事等参加費

VI 指定就労定着支援事業

1 事業所名 ライフサポートりんどう 就労定着支援室

2 事業所所在地 長野市上駒沢429-1

3 事業目的

通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、一定期間にわたり、就労の継続を図るために企業・関係機関と協力して支援を行い、利用者の自立した生活の安定に繋げる。

4 利用対象者

就労移行支援事業所等の利用を経て通常の事業所へ雇用された障がい者であって、就労継続の期間が6ヶ月経過し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

5 定員

定めなし

6 利用期間

市町村が定めた利用開始日から3年間

7 支援内容

就労先で働き続けるためサービスを提供する。

- (1) 就労定着支援計画に基づいてサービスを提供する。
- (2) 対面による相談を月1回以上実施する。
- (3) 月1回以上企業への訪問で、抱えている課題や配慮すべきことの助言を行う。
- (4) 企業・関係機関との連絡調整を行う。

8 職員体制

管理者、サービス管理責任者、就労定着支援員、ジョブコーチ

9 運営資金

法定給付費

VII 地域活動支援センターⅢ型事業（スローステップ）

1 事業所名 スローステップ

2 事業所所在地 長野市上駒沢429-1

3 事業目的

利用者が地域において、その人らしく自立した社会生活が営むことができるよう、利用者のニーズに対し適切な支援を行う。利用者同士の交流の中で相互が支えあえる場を提供する。

4 利用対象者

利用を希望するもの。

5 定員

- (1) 登録者数 80人程度
- (2) 利用定員 15人

6 開設日等

- (1) 開設日 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始、夏季休業日を除く）
- (2) 開設時間 9時から16時まで

7 支援内容

- (1) 日中活動を支援する（創作的・生産的活動、グループ活動等）。
- (2) 交流及び憩いの場を提供する。
- (3) 相談支援活動
 - ア 利用者のニーズに合わせた相談面接、電話相談を行う。
 - イ 利用可能な制度等を案内する。
- (4) 情報発信
 - ア HPを活用する。

8 職員体制

施設長、指導員

9 運営資金

- (1) 補助金（各市町村）
- (2) 利用者負担金
 - ア 利用料
- (3) その他 行事等参加費

VIII 指定一般相談支援事業

1 事業所名 ライフサポートりんどう相談室

2 事業所所在地 長野市大字徳間3222

3 事業目的

- (1) 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域での生活に移行するため、住居の確保等必要な支援を行う。
- (2) 居宅において単身等で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。

4 利用対象者

- (1) 地域移行支援
 - ア 精神科病院等に入院している精神障がい者
 - イ 障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入院している障がい者
 - ウ その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの
- (2) 地域定着支援
 - ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者

イ 居宅において家族と同居している障がい者であっても、家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある者

5 定員

定めなし

6 開設日等

(1) 開設日 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始、夏季休業日を除く）

(2) 開設時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

（地域定着支援事業は常時の連絡体制をとる）

7 支援内容

(1) 利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成する。

(2) 関係市町村、保健、医療、福祉サービス事業所等関係機関との連携に努める。

(3) 利用者主体の相談に努める。

(4) 地域移行支援

ア 地域移行支援計画の作成・見直し・変更を行う。

イ 地域における生活に移行するための活動に関する相談を行う。

ウ 外出の際に同行する。

エ 体験的な宿泊利用支援その他の必要な支援を行う。

オ 利用者に対して支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、少なくとも1月に2回以上、利用者との対面により行う。

カ 市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行う。

キ 相談支援専門員以外の地域移行支援従事者に対する、相談支援専門員による技術的指導及び助言を行う。

(5) 地域定着支援

ア 地域定着支援台帳を作成する。

イ 適切な方法による常時の連絡体制を確保する。

ウ 利用者の状況を把握する。

エ 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急時の相談、対応に当たる。

8 職員体制

相談支援専門員、地域移行支援員

- 9 運営資金
法定給付費

IX 指定特定相談支援事業

- 1 事業所名 ライフサポートりんどう相談室
- 2 事業所所在地 長野市大字徳間3222
- 3 事業目的
- (1) 利用者等からの日常生活及び社会生活上の一般的な相談に応じ、利用者等の意向に基づき、適切な相談支援の利用及び福祉サービスの利用に関わる援助を行うことで、利用者等の地域生活支援を行う。
- (2) 利用者等の心身の状況・置かれている環境から課題を整理し、福祉サービス等の情報を提供するなどして利用者等の意思決定の支援に配慮し、福祉サービス等が適切かつ円滑に提供されるよう利用者との協働し、利用者等が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援を行う。
- 4 利用対象者
障害福祉サービスを利用する障がい者、又は地域相談支援を利用する障がい者
- 5 定員
定めなし
- 6 開設日等
- (1) 開設日 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始、夏季休業日を除く）
- (2) 開設時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで
- 7 支援内容
- (1) 利用者の持つ力を高めることに留意し、行政機関・地域の関係機関と連携し、障がい者等に対し、施設における相談や家庭を訪問するなどにより相談に応じる。
- (2) ケアマネジメントにより、地域で生活する利用者等のニーズを正確に把握し課題を分析することにより、継続した見守り支援を実施し、利用者が安心して地域での日常生活及び社会生活が営めるよう、常に利用者の立場に立った相談支援を行う。
- (3) サービス等利用計画作成後、利用者等の心身・環境の状況やサービスの実践を定期的にモニタリングし、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。

ア 基本相談支援

- (ア) 生活全般に関わる一般的相談を行う。
- (イ) 電話・訪問による相談支援を行う。
- (ウ) 福祉制度、福祉サービス事業所等に関する情報を提供する。
- (エ) 関係者間の連携及び連絡調整を行う。

イ 計画相談支援

- (ア) サービス利用支援を行う。
 - ① 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等
 - ② アセスメントの実施
 - ③ サービス担当者会議の開催
- (イ) 継続サービス利用支援を行う。
 - ① サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価
 - ② モニタリングの実施
 - ③ サービス等利用計画の変更

ウ 連携による地域生活支援を行う。

- (ア) 関係市町村、保健、医療、福祉サービス事業所等関係機関との連携強化

8 職員体制

相談支援専門員

9 運営資金

法定給付費

X 指定共同生活援助事業

1 事業所名 ライフサポートりんどう グループホーム

2 事業所所在地 長野市大字徳間3222番地

・「こまざわハウス」 長野市上駒沢新町401-1 (所有物件)

こまざわハウスサテライト 2箇所

・「のくとまーる」 長野市徳間354-1 徳間ホワイトコーポ

のくとまーるサテライト 1箇所

・「いなだの家」 長野市稲田4-5-14

いなだの家サテライト 1箇所

3 事業目的

- (1) 利用者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な支援を行う。
- (2) グループホームから単身生活や家庭への移行を図るための取組、支援を行う。
- (3) 退所後も安定した生活が行えるように支援する。

4 利用対象者

障がいがある方（主に精神）

居住市町村から共同生活援助事業について支給決定を受けた者

5 定員

- ・こまざわハウス 7人（サテライト含む）
 - ・のくとまーる 11人（サテライト含む）
 - ・いなだの家 7人（サテライト含む）
- 合計 25人

6 利用期間等

- (1) 利用期間 必要とする期間（サテライトは原則2年）
- (2) 開設日 当該月の日数
- (3) 開設時間 24時間

7 支援内容

- (1) 利用者個々のニーズをくみ取り、利用者が将来の生活を組み立てていけるよう支援する。
- (2) 家族と連携し、本人の不安の軽減を図る。
- (3) 火災、災害時に備え、避難体制を整える。
- (4) 生活の質の維持向上
 - ア 調理、清掃、買物等日常生活で習得したい部分の支援を行う。
 - イ 体調・服薬・金銭等の管理が適正にできるよう支援を行う。
 - ウ 余暇時間の有効活用の支援を行う。
- (5) 相談援助と日常生活行動支援
 - ア 対人関係、その他日常生活の不安や課題への相談支援を行う。
 - イ 地域住民としての決まりごと遵守の支援を行う。
 - ウ 福祉制度の各種手続きの支援を行いながら、利用者が福祉制度等の理解及び活用ができるように支援していく。
 - エ 家族、関係機関等との連絡調整を図る。
- (6) 日中活動の支援
 - ア 自ら選択したサービス利用の支援を行う。
 - イ 就労先やサービス事業所との連絡や調整を行う。

ウ 日中外出できない時の見守りや不調時の通院の支援を行う。

(7) 危機管理の徹底への支援

ア 火災、災害等に備えた避難訓練の実施で防災意識の徹底をしていく。

イ 感染症、食中毒の予防知識と技術に対する支援を行う。

(8) その他

ア メンバーミーティングの開催を支援する。

イ 地区清掃やゴミステーションの立ち合い等地域住民としての役割の実践支援をする。

8 職員体制

管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員、看護師

9 運営資金

(1) 法定給付費

(2) 利用者負担金

ア 施設利用料

イ 食費

ウ 雑費・光熱水費

エ その他

(ア) 火災保険、傷害保険に加入

(イ) 行事等参加費

(ウ) 共有備品の購入に充てるための積立金

XI 自立生活援助事業

1 事業所名 ライフサポートりんどう 自立生活支援室

2 事業所所在地 長野市大字徳間3222

3 事業目的

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者が生活力、社会適応力を高めるための支援を行うことにより、安心して地域で生活できるようにする。

4 利用対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害がい者で一人暮らしに移行した者及び現在一人暮らしをしているが課題等がある者

居住市町村が自立生活援助事業の支給決定を受けている者

5 定員

定めなし

6 利用期間

市町村が定めた利用開始日から原則1年間

7 支援内容

定期的な巡回訪問や通報を受けて行う訪問等により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から次の支援を行う。

- (1) 衣食住、健康管理、消費生活、余暇活動等に関する生活支援
- (2) 対人関係の調整、職場・関係機関等との連絡調整に関する支援
- (3) 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握
- (4) 必要な情報の提供及び助言並びに相談
- (5) 関係機関（相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整
- (6) その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援

8 職員体制

管理者、サービス管理責任者、地域生活支援員

9 運営資金

法定給付費

XII 指定居宅介護事業

1 事業所名 ライフサポートりんどう ヘルパーステーションてくてく

2 事業所所在地 長野市上駒沢429-1

3 事業目的

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を継続できるよう、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ、共に行う自立支援、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる支援を適切かつ効果的に行う。

また、利用者の外出時における移動中の支援その他必要な援助を行う。

4 利用対象者

障害支援区分が区分1以上である者

5 定員

定めなし

6 利用期間

市町村が定めた期間

7 支援内容

ア 身体介護・家事援助

調理、洗濯、掃除、買い物、通院介助、その他必要な援助

イ その他、必要に応じて健康や日常生活上の相談や助言

8 職員体制

管理者、サービス提供責任者、支援員

9 運営資金

法定給付費